

第1章 遺産分割

本章で紹介する判例法理（解説は本文を参照）

- ・預貯金債権は、可分債権ではないので、遺産分割対象の財産になる
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定）
- ・預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合で、共同相続人全員の同意を得ることができないときは、仮分割の仮処分（家事事件手続法200条2項）等を活用すべきである
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定補足意見）
- ・可分債権（例：交通事故による損害賠償請求権、貸金債権等）は、各相続人が、相続分の割合で、個別に請求することができる
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定補足意見・最高裁昭和29年4月8日判決・最高裁平成16年4月20日判決）
- ・遺産分割前に保存行為として相続人全員の法定相続分による共有登記のある不動産は、遺産分割の対象になる
（最高裁昭和62年9月4日判決）
- ・相続開始後、遺産分割の時までに、遺産である不動産から生ずる地代や家賃など法定果実は、遺産分割の対象にはならず、各相続人が相続分に応じて取得することになる
（最高裁平成17年9月8日判決）
- ・生命保険金は、遺産ではなく受取人固有の財産であるから遺産分割の対象にはならない
（最高裁平成14年11月5日判決）
- ・株式、投資信託、国債は、遺産分割の対象になる
（最高裁平成26年2月25日判決）
- ・特定の相続人へ特定の財産を「相続させる」と書いた遺言の対象になった財産は、遺産分割の対象にはならない
（最高裁平成3年4月19日判決）
- ・生命保険金は、受取人となった相続人と他の共同相続人との間に不公平が生じ、その不公平が、到底是認することができないほど著しいものであるときは、

特別受益となる

(最高裁平成16年10月29日決定)

・家庭裁判所が代償分割の審判をするには、特別の事由と金銭債務を負担させる相続人にその支払能力があることを要する

(最高裁平成12年9月7日決定)

・遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟である

(最高裁平成元年3月28日判決)

・共同相続人間において具体的相続分（価額）又は具体的相続分の遺産に対する割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものであるから不適法である

(最高裁平成12年2月24日判決)

・いったん成立した遺産分割協議を合意解除することは可能である

(最高裁平成2年9月27日判決)

・やり直し遺産分割協議で不動産を取得した相続人には、不動産取得税は発生しない

(最高裁昭和62年1月22日判決)

・遺産分割協議の不履行を理由に、遺産分割協議を解除することはできない

(最高裁平成元年2月9日判決)

・遺産分割協議は詐害行為になりうる

(最高裁平成11年6月11日判決)

・しかし、相続放棄は、詐害行為にならない

(最高裁昭和49年9月20日判決)

・遺産の分割の方法を定めた遺言は、代襲相続人には及ばない

(最高裁平成23年2月22日判決)

・財産全部についての遺産分割の方法を定めた遺言は、債務も全部、受遺相続人が相続する

(最高裁平成21年3月24日判決)

- 登記原因を「遺産分割による代償譲渡」とする所有権移転登記の申請は有効
(最高裁平成20年12月11日判決)
- 被相続人の自宅に住んでいた相続人は、遺産分割時までは無償で居住できる
(最高裁平成8年12月17日判決)